

議事日程(第2号)

平成24年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第8号 平成24年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 平成24年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第15号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第16号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第17号 平成24年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第18号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第24号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 対馬市立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 対馬市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市こどもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第31号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第32号 対馬市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第33号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第34号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第35号 対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第36号 対馬市消防本部等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第37号 対馬市森・川・里・海環境保全再生基金条例
- 日程第31 議案第38号 対馬市風力発電事業財政調整基金条例を廃止する条例
- 日程第32 議案第39号 対馬市風力発電事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第40号 対馬市林業推進協議会条例を廃止する条例
- 日程第34 議案第41号 対馬市厳原B&G海洋センター条例を廃止する条例
- 日程第35 議案第42号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第36 議案第43号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（舟志地区）
- 日程第37 議案第44号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（豆殿地区）
- 日程第38 議案第45号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（鴨居瀬漁港）
- 日程第39 議案第46号 市道の認定について（棧原2号線）
- 日程第40 議案第47号 市道の廃止について（役場周辺道路線）
- 日程第41 議案第48号 市道の廃止について（サエノ谷ダム線）
- 日程第42 議案第49号 市道の認定について（サエノ谷線）
- 日程第43 議案第50号 市道の廃止について（犬吠福ノ浦線）
- 日程第44 議案第51号 市道の廃止について（犬吠線）
- 日程第45 議案第52号 市道の廃止について（犬吠海岸線）
- 日程第46 議案第53号 市道の認定について（犬吠線）
- 日程第47 議案第54号 市道の認定について（犬吠福ノ浦線）
- 日程第48 議案第55号 市道の認定について（犬吠海岸1号線）
- 日程第49 議案第56号 市道の認定について（犬吠海岸2号線）
- 日程第50 議案第57号 市道の廃止について（第2田ノ浜線）
- 日程第51 議案第58号 市道の認定について（第2田ノ浜線）
- 日程第52 議案第59号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 平成24年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 平成24年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第15号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第16号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第17号 平成24年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第18号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第24号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 対馬市立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 対馬市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市こどもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第31号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第32号 対馬市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第33号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第34号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第28 議案第35号 対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第36号 対馬市消防本部等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第37号 対馬市森・川・里・海環境保全再生基金条例
- 日程第31 議案第38号 対馬市風力発電事業財政調整基金条例を廃止する条例
- 日程第32 議案第39号 対馬市風力発電事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第40号 対馬市林業推進協議会条例を廃止する条例
- 日程第34 議案第41号 対馬市厳原B&G海洋センター条例を廃止する条例
- 日程第35 議案第42号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第36 議案第43号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（舟志地区）
- 日程第37 議案第44号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（豆酸地区）
- 日程第38 議案第45号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（鴨居瀬漁港）
- 日程第39 議案第46号 市道の認定について（棧原2号線）
- 日程第40 議案第47号 市道の廃止について（役場周辺道路線）
- 日程第41 議案第48号 市道の廃止について（サエノ谷ダム線）
- 日程第42 議案第49号 市道の認定について（サエノ谷線）
- 日程第43 議案第50号 市道の廃止について（犬吠福ノ浦線）
- 日程第44 議案第51号 市道の廃止について（犬吠線）
- 日程第45 議案第52号 市道の廃止について（犬吠海岸線）
- 日程第46 議案第53号 市道の認定について（犬吠線）
- 日程第47 議案第54号 市道の認定について（犬吠福ノ浦線）
- 日程第48 議案第55号 市道の認定について（犬吠海岸1号線）
- 日程第49 議案第56号 市道の認定について（犬吠海岸2号線）
- 日程第50 議案第57号 市道の廃止について（第2田ノ浜線）
- 日程第51 議案第58号 市道の認定について（第2田ノ浜線）
- 日程第52 議案第59号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

出席議員（20名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 淵上 清君 | 2番 脇本 啓喜君 |
| 3番 黒田 昭雄君 | 4番 小田 昭人君 |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 5番 | 長 | 信義君 | 6番 | 山本 | 輝昭君 |
| 7番 | 松本 | 曆幸君 | 9番 | 齋藤 | 久光君 |
| 10番 | 堀江 | 政武君 | 11番 | 小宮 | 教義君 |
| 12番 | 阿比留 | 光雄君 | 13番 | 三山 | 幸男君 |
| 14番 | 初村 | 久藏君 | 16番 | 糸瀬 | 一彦君 |
| 17番 | 大浦 | 孝司君 | 18番 | 小川 | 廣康君 |
| 19番 | 大部 | 初幸君 | 20番 | 兵頭 | 栄君 |
| 21番 | 島居 | 邦嗣君 | 22番 | 作元 | 義文君 |

欠席議員（1名）

8番 阿比留梅仁君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | | | | | |
|------|----|-----|----|----|-----|
| 局長 | 橘 | 清治君 | 次長 | 梅野 | 泉君 |
| 課長補佐 | 國分 | 幸和君 | 主任 | 金丸 | 隆博君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------|-----|
| 市長 | | 財部 | 能成君 |
| 副市長 | | 大浦 | 義光君 |
| 副市長 | | 齋藤 | 勝行君 |
| 政策補佐官 | | 松原 | 敬行君 |
| 地域再生推進本部長 | | 近藤 | 義則君 |
| 観光物産推進本部長 | | 本石健一郎 | 君 |
| 総務部長 | | 平山 | 秀樹君 |
| 総務部次長（総務課長） | | 桐谷 | 雅宣君 |
| 市民生活部長 | | 長郷 | 泰二君 |
| 福祉保健部長 | | 扇 | 照幸君 |
| 農林水産部長 | | 比田勝尚喜 | 君 |
| 建設部長 | | 堀 | 義喜君 |
| 水道局長 | | 阿比留 | 誠君 |

| | |
|----------------------|--------|
| 教育長 | 梅野 正博君 |
| 教育部長 | 大石 邦一君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 主藤 繁明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 中村 敏明君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 大川 昭敬君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 永留 秋廣君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 川本 治源君 |
| 消防長 | 竹中 英文君 |
| 会計管理者 | 長久 敏一君 |
| 監査委員事務局長 | 橘 英次君 |
| 農業委員会事務局長 | 阿比留 保君 |

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君から遅刻の届け出が
あっております。

配付しております議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第8号

日程第2. 議案第9号

日程第3. 議案第10号

日程第4. 議案第11号

日程第5. 議案第12号

日程第6. 議案第13号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第8号、平成24年度対馬市診療所特別会計予算から、
日程第6、議案第13号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算までの6件を一
括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） おはようございます。ただいま一括して議題となりました議案
第8号から議案第13号までの6議案につきまして、続けて説明をさせていただきます。

まず、議案第8号、平成24年度対馬市診療所特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成24年度対馬市の診療所特別会計予算は、次に定めると
ころによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億931万円と定め、

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の国民健康保険診療報酬収入等2億5,029万9,000円、2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等の証明手数料を157万3,000円、3款県支出金1項県補助金は、へき地医療対策費補助金を1,567万円、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億2,551万5,000円。

10ページをお願いします。5款1項繰越金は、前年度繰越金を50万円、6款諸収入1項雑入は、予防接種委託料、事業所健康診査委託料収入等1,575万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費1項施設管理費は、2億9,646万円を計上しております。一般職員10名、嘱託職員8名分の人件費、嘱託医謝礼、医師派遣委託料、14ページをお願いします。各診療所運営費等補助金及び施設の維持管理経費等が主なものでございます。

2款1項医業費は、医業用器具のリース料、注射器等の医業用消耗器材費及び医薬品等の医業用衛生材料費等、16ページをお願いします。1億1,285万円を計上しております。

18ページから22ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第9号、平成24年度対馬市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ58億3,910万4,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億3,000万円と定めるものであります。

歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税を14億8,699万9,000円計上しております。

12ページをお願いします。2款使用料及び手数料1項手数料は、督促手数料を50万円、3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等に係る国庫分の負担金を11億9,255万4,000円、2項国庫補助金は、普通調整交付金を5億455万

2,000円、4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金を2億1,883万7,000円、それぞれ計上いたしております。

14ページをお願いします。5款1項前期高齢者交付金は、保険者間において前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するために交付されるもので、7億8,471万9,000円、6款県支出金1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金等3,905万6,000円、2項県補助金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を3億8,857万9,000円。

8款1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を8億1,009万9,000円。9款財産収入1項財産運用収入は、財政調整基金等の利子を5万5,000円、それぞれ計上いたしております。

16ページをお願いします。10款繰入金1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等一般会計からの繰入金を3億5,064万4,000円。11款1項繰越金は、前年度繰越金を6,000万1,000円。12款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金等を250万2,000円、それぞれ計上しております。

歳出でございますが、20ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は、一般の管理事務費、連合会の負担金、医療費適正化特別対策事業費等2,153万9,000円、22ページをお願いします。2項徴税费は、嘱託職員報酬、納税組合交付金、過誤納還付金等の賦課徴収費を2,234万4,000円、3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等、20万円をそれぞれ計上しております。

2款保険給付費1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費、24ページをお願いします。退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費等32億9,550万7,000円、2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費等を4億6,170万円、26ページをお願いします。4項出産育児諸費は、出産育児一時金等3,361万7,000円、5項葬祭諸費は、葬祭費を220万円、それぞれ計上しております。

3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金等6億8,185万9,000円。4款1項前期高齢者納付金等は、支払基金から交付される前期高齢者交付金に対する納付金と事務費拠出金で76万1,000円をそれぞれ計上しております。

28ページをお願いします。5款1項老人保健拠出金は、事務費拠出金を5万円、6款1項介護納付金は、介護保険事業への納付金を3億6,953万5,000円、7款1項共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を7億8,000万6,000円、8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する事業費を5,600万7,000円、それぞれ計上しております。

30ページをお願いします。9款1項基金積立金は、財政調整基金積立金を5万6,000円、

10款1項公債費は、一時借入金利子を100万円。32ページをお願いします。12款1項予備費は、1億1,271万7,000円をそれぞれ計上しております。

34ページから37ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第10号、平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,383万4,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を1億8,678万4,000円。5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を1億5,614万6,000円。

10ページをお願いします。7款諸収入2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合より受け入れる保険料還付金等を41万3,000円、5項雑入は、保険料の還付未処理分の受け入れ等48万8,000円をそれぞれ計上しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。1款総務費1項総務管理は、職員2名分の人件費、広域連合事務費負担金及び一般事務費等3,718万円。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金を3億613万7,000円。

14ページをお願いします。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等を41万3,000円。4款1項予備費は10万4,000円をそれぞれ計上しております。

16ページから20ページにかけて、給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第11号、平成24年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ34億4,856万6,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料、普通徴収保険料等を5億1,474万6,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金を5億6,367万1,000円、2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金等を3億5,697万4,000円。

12ページをお願いします。4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を9億4,813万3,000円。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費等の県負担金等を4億9,068万円、2項県補助金は、介護予防事業、包括的支援事業に係る地域支援事業交付金を1,603万8,000円、3項財政安定化基金支出金は、財政安定化基金交付金を2,333万9,000円。6款財産収入1項財産運用収入は、介護給付費準備基金利子を6万5,000円。

14ページをお願いします。7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を5億3,491万5,000円をそれぞれ計上しております。

歳出でございますが、18ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費等7,605万7,000円、3項介護認定審査会費は、介護認定審査委員の報酬、20ページをお願いします。意見書作成手数料、認定調査委託料等3,736万1,000円、5項計画策定委員会費は、委員報酬等23万9,000円をそれぞれ計上しております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、介護サービス給付費及び特例介護サービス給付費を26億6,097万5,000円、22ページをお願いします。2項介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス給付費及び特例介護予防サービス給付費を3億3,257万6,000円、3項その他諸費は、審査支払手数料を344万9,000円、4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費負担金等を7,493万1,000円、5項高額医療合算介護サービス費は、高額医療合算介護サービス費負担金を849万2,000円、6項特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護サービス費負担金等を、24ページをお願いします。1億6,309万7,000円それぞれ計上しております。

4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を6万6,000円、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度分保険料払戻金等60万2,000円をそれぞれ計上しております。

8款地域支援事業費1項介護予防事業費の2,592万円、2項包括的支援事業・任意事業費の6,480万1,000円は、介護保険地域支援事業特別会計への繰出金を計上しております。

26ページから32ページにかけて、給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第12号、平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,147万3,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、

2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いします。1款繰入金1項他会計繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金を9,072万1,000円。2款1項繰越金は、前年度剰余金を10万円。3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を3,065万2,000円、それぞれ計上しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、地域包括支援センター3カ所の運営に要する経費として、嘱託職員、一般職員の人件費、事務費、社会福祉協議会より専門職として派遣をいただいております職員4名分の給与費の負担金等9,007万7,000円を計上しております。

12ページをお願いします。2項介護予防事業費は、介護予防2次予防事業、介護予防1次予防事業費等557万7,000円、3項包括的支援事業費・任意事業費は、在宅歯科診療補助金、介護用品支給の扶助費等139万9,000円。

14ページをお願いします。2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援事業に対する委託料2,442万円をそれぞれ計上しております。

16ページから22ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

最後に、議案第13号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,829万5,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を8,276万5,000円。4款1項繰越金は、前年度繰越金を100万円。5款諸収入1項介護給付費収入は、日吉の里における短期入所生活介護収入、施設介護サービス費収入等を1億5,788万7,000円、2項自己負担金収入は、日吉の里の施設介護サービス費、食事サービス費、居宅費等を、10ページをお願いします。2,664万2,000円、それぞれ計上しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款民生費1項社会福祉費は、特養日吉の里に係る嘱託職員、一般職員等の人件費、事務費、施設管理に関する経費等を2億1,798万7,000円。

14ページをお願いします。2款1項公債費は、地方債の償還金元金と利子を5,030万8,000円、それぞれ計上しております。

16ページから22ページにかけて給与費明細書を、また24ページから25ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第14号

○議長（作元 義文君） 日程第7、議案第14号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） ただいま議題となりました議案第14号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条第1項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,885万1,000円と定めるものであります。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページの「第1表歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。1款1項事業収入283万7,000円は、旅客運賃及び貨物運賃を計上いたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,668万1,000円及び3款県支出金1項県補助金の733万9,000円は、赤字航路事業に対する国及び県からの補助金であります。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金1,189万2,000円でございます。

10ページをお願いいたします。5款財産収入1項財産運用収入は、基金利子2,000円、6款1項1目繰越金は、前年度繰越金10万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費は、職員及び船員の人件費並びに事務費、旅客船協会の負担金等2,868万4,000円であります。

12ページから15ページの2款1項施設費の1,006万7,000円は、旅客船の運航に必要な燃料費、建造から25年が経過し、老朽化が進む船舶の修繕料等が主なものであります。4款予備費として10万円を計上いたしております。

16ページ以降には給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第8. 議案第15号

日程第9. 議案第16号

日程第10. 議案第17号

○議長（作元 義文君） 日程第8、議案第15号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計予算から、日程第10、議案第17号、平成24年度対馬市水道事業会計予算までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいま一括して議題となりました議題のうち、議案第15号、議案第16号、議案第17号の3件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第15号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億164万2,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページの「第2表 地方債」によります。

予算の概要を御説明いたします。8ページをお願いします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項負担金387万6,000円は、水道利用加

入金及び消火栓設置事業負担金でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料4億3,563万円は、水道使用料でございます。2項手数料4万3,000円は、工事竣工検査手数料でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億円は、簡易水道整備事業補助金。5款財産収入1項財産運用収入4万1,000円は、財政調整基金利子であります。

10ページをお願いします。6款繰入金1項他会計繰入金2億7,320万2,000円は、公債費償還金などに対する一般会計からの繰入金、2項簡易水道繰入金2,400万円は、簡易水道基金繰入金でございます。

7款1項繰越金100万円は、前年度からの繰越金。8款諸収入1項雑入1,385万円は、整備事業に伴う水道管移設補償金。9款1項市債5,000万円は、簡易水道改良事業債であります。

歳出について御説明いたします。

14ページをお願いします。1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費1億6,230万8,000円は、職員の人件費、水質検査料、検針及び料金徴収業務委託料、消費税納付金などが主なものであります。16ページをお願いします。2目施設管理費1億1,422万7,000円は、水道施設の維持管理経費が主なものであります。

16ページ及び18ページの2項1目水道建設費は、2億4,221万円で、簡易水道整備事業に係る経費を計上し、施設整備を計画的に実施するものであります。

2款1項公債費3億8,239万7,000円は、長期債の償還元金及び償還利子を計上しております。3款1項予備費として50万円を計上しております。

22ページからは給与費明細書などを添付しております。

続きまして、議案第16号、平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,213万3,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

予算の概要を御説明いたします。6ページをお願いします。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項使用料250万5,000円は、下水道使用料、3款繰入金1項他会計繰入金1,955万7,000円は、一般会計からの繰入金、4款1項繰越金1,000円は、前年度繰越金、5款諸収入1項雑入7万円は、下水道加入金であります。

歳出を御説明いたします。

8ページをお願いします。1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費14万9,000円は、下水道使用水量の検針及び集金委託料など、2目施設管理費641万2,000円は、処理施設の維持管理経費が主なものであります。2款1項公債費1,557万2,000円は、長期償還元金利子を計上しております。

10ページは地方債の調書を添付いたしております。

最後に、議案第17号、平成24年度対馬市水道事業会計予算について御説明をいたします。

1ページをお願いします。第1条、平成24年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。第2条、業務の予定量は、給水戸数6,330戸、年間総配水量209万6,476立方メートル、1日平均給水量は5,743立方メートルであります。

主要な建設改良事業は2億1,920万円、その概要は、施設整備事業1億1,390万円、久和簡易水道基幹改良事業1億530万円を予定しております。

次に、第3条で水道事業収益2億7,791万9,000円、水道事業費用2億6,272万3,000円と予定額を定めております。

第4条で資本的収入を1億1,735万7,000円、資本的支出を2億4,625万1,000円と予定額を定めております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,889万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額800万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,064万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1,024万7,000円で補てんするものであります。

2ページをお願いします。第5条で企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条は予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は議会の議決を得なければ流用できない経費の指定を、第9条はたな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものであります。

4ページから予算に関する説明書を、また19ページから参考資料として予算補足資料を添付いたしております。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第8号から17号までの10件は、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委

員会に付託します。

日程第 11. 議案第 18号

日程第 12. 議案第 19号

日程第 13. 議案第 20号

日程第 14. 議案第 21号

日程第 15. 議案第 22号

○議長（作元 義文君） 日程第 11、議案第 18号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例から、日程第 15、議案第 22号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例までの 5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第 18号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成 23年度におきまして厳原町下原 947番地 3に整備しております移動通信用鉄塔施設が本年 3月 26日をもって完成予定でございますので、当該施設である対馬市移動通信用鉄塔施設日掛無線基地局を追加いたしたく、当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 19号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、地上アナログ放送の終了により、美津島町箕形 82番地 1及び美津島町大山 781番地 1の地上アナログ放送受信施設を撤去いたしましたので、この 2カ所の受信所を削除いたしたく、当該条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 20号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

このたびの改正は、監査委員の報酬について、特に学識経験者につきましては、県下他市と比較して著しく低い報酬額であり、勤務日数が年 100日を超える状況を勘案いたしまして、同様の勤務状況であります県下各市を参考に、報酬額を改定しようとするもので、あわせて年額から月額に改めるため、所要の改正を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、3件の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいま上程されました議案第 21号、対馬市税条例の一部を

改正する条例について、その内容を説明いたします。

議案集7ページ及び条例新旧対照表の5ページをお開きください。

このたびの条例の一部改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税及び同法施行令の一部を改正する政令、同法施行規則の一部を改正する省令並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、大きく3点に絞られます。

第1点目は、たばこ税の税率の改正であります。

地方公共団体の防災のための施策に必要な財源を確保するため、県の税率を引き下げ、同率を市税率分に引き上げるものであります。施行規則は、平成25年の4月1日からとしております。

第2点目でありますが、第2点目は、東日本大震災に係る雑損控除等の特例を設けて、被災者の支援、救援等を図るものとして、全国的に適用させているものであります。施行日は、公布の日からと定めております。

3点目は、個人の市民税の税率を平成26年度から平成35年度までの時限立法で均等割の税率額を既存の額に500円加算しようとするものであります。

なお、県の個人県民税においても、均等割の既存額に500円加算されることとなります。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第22号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部の所管部分でございますので、提案理由と内容を御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を受け、浮き蓋つきの特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料を設けることとするものでございます。

液体の危険物を貯蔵する容量1,000キロリットル以上の屋外タンクのうち、浮き蓋のついているものが対象となることから、現在、本市に該当する施設はございませんが、将来的設置に備え、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則に施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を添えております。

大変簡単でございますが、議案第22号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております5件中、議案第20号は総務文教常任委員会に付託します。
次に、議案第20号を除く4件については、委員会への付託を省略することにしたいと思いま
す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定しま
した。

これから4件について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。議案第18号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例、議案第
19号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例、議案第21号、対馬市税条例の一部を
改正する条例、議案第22号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例の4件は、原案のとおり
決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会を11時10分から行います。

午前10時49分休憩

午前11時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第16. 議案第23号

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

日程第19. 議案第26号

日程第20. 議案第27号

○議長（作元 義文君） 日程第16、議案第23号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例から、日程第20、議案第27号、対馬市体育施設条例の一部を改
正する条例までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） ただいま議題となりました議案第23号から議案第27号の5件につきまして、順を追って提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第23号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第3条第16号を吉田、三根になっているのを賀佐を加えようとするものでございます。

次に、議案第24号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例についてでございますが、社会教育法の一部改正により、公民館運営審議会委員の任命基準の変更に伴い改正をしようとするものでございます。附則で条例の施行日を平成24年4月1日と定めようとするものでございます。

次に、議案第25号、対馬市立図書館条例の一部を改正する条例についてでございますが、図書館法の一部改正により図書館協議会委員の任命基準が変更されたことに伴い改正をしようとするものでございます。附則で条例の施行日を平成24年4月1日と定めようとするものでございます。

次に、議案第26号、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてでございますが、第177回通常国会において、スポーツ基本法が成立し、スポーツ振興法がスポーツ基本法等に改正されたため、所要の改正をしようとするものでございます。附則で条例の施行日を平成24年4月1日と定めようとするものでございます。

次に、議案第27号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、対馬市巖原プールの完成に伴い、また、対馬市立久原小学校が平成24年4月1日から統合することにより、夜間照明施設及び体育館を別表第1に追加しようとするものでございます。附則で条例の施行日を平成24年4月1日と定めようとするものでございます。

なお、内容につきましては、一部改正条例新旧対照表の14ページから19ページを参照していただきますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、5件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。5件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。5件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決をします。

議案第23号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例、議案第25号、対馬市図書館条例の一部を改正する条例、議案第26号、対馬市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例、議案第27号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例の5件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案5件は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第28号

日程第22. 議案第29号

日程第23. 議案第30号

日程第24. 議案第31号

日程第25. 議案第32号

日程第26. 議案第33号

○議長（作元 義文君） 日程第21、議案第28号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例から、日程第26、議案第33号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第28号から議案第33号までの6議案について御説明申し上げます。

まず、議案第28号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回改正をお願いします保育所条例につきましては、それぞれの保育所の定員について改正を行うものでございます。一部改正条例新旧対照表20ページに改正前と改正後の定員を載せておりますが、今後の園児数を見込んで改正を行うものでございます。施行日を平成24年4月1日としております。

続きまして、議案第29号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

保育所の統廃合につきましては、対馬市保育所配置計画に基づき進めているところでございますが、今回、賀谷へき地保育所と小船越へき地保育所の統廃合につきましては、賀谷へき地保育

所を廃止することで保護者並びに地区の同意をいただきましたので、今回条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表21ページのとおり、第2条、名称、位置及び定員の表の中から賀谷へき地保育所の項を削るものでございます。施行日を平成24年4月1日といたしております。

続きまして、議案第30号、対馬市こどもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例でございます。現行条例では、こどもデイサービスセンターの利用者負担につきましては、障害者自立支援法施行令に規定する負担上限額を基準にしているところでございます。

今回、国の制度改正によりまして、障害者自立支援法の児童デイサービスと児童福祉法の通所サービスを平成24年4月1日から児童福祉法の障害児通所支援として一元化されることにより条文の改正を行うものでございます。施行日を平成24年4月1日としております。

続きまして、議案第31号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、第5期介護保険事業計画の策定により、平成24年度から平成26年度までの介護保険料について保険料の基準額を月額4,500円から5,520円、年額で5万4,000円から6万6,240円に引き上げるものでございます。

介護保険料は、所得に応じた保険料となっております。新旧対照表の23ページのとおりでございます。施行日を平成24年4月1日としております。

続きまして、議案第32号、対馬市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例でございます。対馬市健康づくり推進協議会は、第3条の組織で、医師会、歯科医師会、公立病院、公立学校、老人クラブ、婦人会、青年団等の各団体の代表20人以内をもって組織することになっております。

国の21世紀における健康づくり対策、健康日本21計画を踏まえた長崎県計画、健康ながさき21の基本方針が策定され、対馬市におきましても、健康つしま21計画を策定し、計画に基づき健康づくりを積極的に推進する健康つしま21推進員に活動をお願いしているところでございます。

この健康つしま21推進員の設置によりまして、健康づくり推進員設置要綱を平成24年3月31日で廃止することにしております。このため、健康づくり推進員代表を健康つしま21推進員代表に改めるものでございます。なお、施行日を平成24年4月1日としております。

最後に、議案第33号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例でございます。賀谷診療所につきましては、月1回、中対馬病院から医師の派遣をお願いしているところでございますが、中対馬病院の医師の減により、地区の同意をいただき、平成22年7月から休診をしているところでございます。豊玉診療所の医師が4人体制になったことにより、豊玉診療所からの医師派遣による診療所の再開に向けて地区と協議をしたところでありますが、地区としては、患者も少ない

し、再開は希望しないということでございました。このため、賀谷診療所を廃止することで条例改正をお願いするものでございます。施行日を平成24年4月1日としております。

以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから6件について、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

議案第28号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例、議案第29号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例、議案第30号、対馬市こどもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例、議案第31号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第32号、対馬市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例、議案第33号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例の6件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第34号

日程第28. 議案第35号

日程第29. 議案第36号

○議長（作元 義文君） 日程第27、議案第34号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例から、日程第29、議案第36号、対馬市消防本部等設置条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第34号並びに議案第35号の、以上2件につきまして提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第34号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。本議案

の主な改正の内容でございますが、本条例第2条に規定をしております道路占用料の額につきましては、道路法施行令第19条の規定する別表を準用して規定をしております。

道路占用料算定の基礎となる固定資産税の評価額の評価見直し、また土地価格に対する賃料の水準の変動等を反映するために、道路法施行令で規定する道路占用料は、おおむね3年ごとに見直し改正を行うようになっております。

今回の改正は、平成23年4月1日から施行されております。この改正施行を受けて、道路占用料の額を規定をいたしております別表第2条関係を以下のとおり改正をするものでございます。

個々の占用料の改正内容につきましては、一部改正条例新旧対照表の27ページから28ページを参照方よろしく願いをいたします。

なお、附則といたしまして、施行日を平成24年4月1日から施行するといたしております。

また、経過措置といたしまして、本条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けているものの占用料の額につきましては、改正前の条例の例によることといたしております。

次に、議案第35号、対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、地域主権改革一括法の制定に伴いまして、公営住宅法が改正され、入居者資格である同居親族要件が廃止されたため、対馬市営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

公営住宅法第23条の入居資格者のうち、現に同居し、また同居しようとする親族があることという同居親族要件が平成23年5月2日をもって廃止され、単身での入居が可能となっております。このことから、現行条例第5条第1項に規定しております特例として、単身入居を認めていた老人、身体障害者などの特に居住の安定を図る必要のある者等の語句を削除し、あわせて主要部分であります同条第1号の同居親族要件を削除いたしております。

以下、同居親族要件に関する語句の削除と修正、条文の繰り上げを行い、公営住宅法の入居者資格要件に合わせております。

それから、今回の公営住宅法の改正の主要部分でございます同居親族要件についての国の考え方は、地方の実情に応じたものにするため、その方針の決定は地方にゆだねるというもので、同居親族要件が必要か否かの決定は、地方公共団体の自主的な判断に任されております。

本市といたしましては、知人、友人などが同居する、いわゆる寄り合い世帯と家族世帯では、住宅の困窮度合が異なること、また入居人の住宅継承を認めておりますが、知人、友人などの同居を認めてしまえば、その住宅は継続的に知人、友人間の承継が繰り返され、公募されることなく真に住宅に困窮する低所得者の新たな入居機会を奪うおそれがあるなどの観点から、改めて第5条第2項として、同居しようとする場合は、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予定、予約者を含む親族までという同居親族要件を規定をいたしております。

以上が改正の内容でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第36号、対馬市消防本部等設置条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部の所管でございますので、提案理由と内容を御説明申し上げます。

このたびの改正は、消防指令センターの共同運用などに関して、消防組織法の一部が改正されたことにより、消防本部等の設置を規定する条が1条繰り上げられましたので、対馬市消防本部等設置条例第1条、本文中の文言の整合を図るものでございます。附則に施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を31ページに添えております。

大変簡単でございますが、議案第36号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。3件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで討論を終わります。

討論なしと認め、採決します。議案第34号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第35号、対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第36号、対馬市消防本部等設置条例の一部を改正する条例の3件は、原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第37号

○議長（作元 義文君） 日程第30、議案第37号、対馬市森・川・里・海環境保全再生基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました議案第37号、対馬市森・川・里・海環境保全再生基金条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本条例は、昨年12月議会において上程し、可決いただきました対馬市森林づくり条例第18条により、今後の森林づくりに関する各種の施策等を推進し、連環する森・川・里・海が一体的に行う環境再生のための取り組みに資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、対馬市森・川・里・海環境保全再生基金の設置をお願いするものであります。

本条例により、平成24年度策定予定の対馬市森林づくり基本計画において、国・県等の補助制度とあわせ、林業及び木材産業の健全な発展のための各種事業や多様な生態系に配慮した森林保全のための各種事業など、市独自の事業展開を図ってまいりたいと考えております。

なお、基金の財源としましては、本年度登録を完了いたしました市有林間伐による森林の二酸化炭素吸収量に係る排出権取引で得る収入や、同じく市有林利用間伐による立木売払収入を見込んでおります。施行日を平成24年4月1日といたしております。

今後の市の計画的かつ持続可能な施策の展開に必要な基金でありますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） ちょっと部長、1点お尋ねします。

市有林の間伐等による基金財源ということですが、どれぐらいの見込みがあるのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） まず、平成19年度から24年度までで利用間伐によります金額が、19年度は55万8,000円、20年度が88万2,000円、21年度が224万1,000円、22年度が190万6,000円、23年度が306万5,000円を見込んでおります。これにまたCO₂の排出権取引の分が490万程度考えております。合わせて800万円の基金といたしまして、24年度の当初予算に計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） この基金条例の名前なんですが、学問として森・里・海連環学というのが今出てきている中で、あえてここに川を、里の中に大体川は入っていると思うんですが、あえて川を入れられた何か意味があれば、教えてください。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 御質問の川の意味でございますけども、これは森林づくり委員会等におきましても、森の栄養分等を里に運ぶのは川の役割があるというようなことで、あえて川を入れたような次第でございます。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） わかりますけども、大体学問の中で森・里・海連環学というものがある中で、里の中に川は大体含まれるということでやっている中で、あえて入れるということであれば、ちょっとしっくりこないと思いますけど、はい、わかりました。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第31. 議案第38号

日程第32. 議案第39号

日程第33. 議案第40号

日程第34. 議案第41号

○議長（作元 義文君） 日程第31、議案第38号、対馬市風力発電事業財政調整基金条例を廃止する条例から、日程第34、議案第41号、対馬市厳原B&G海洋センター条例を廃止する条例までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長（永留 秋廣君） ただいま議題となりました議案第38号、議案第39号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第38号、対馬市風力発電事業財政調整基金条例を廃止する条例についてでございますが、対馬市風力発電所は、急速に進行している地球温暖化の防止と化石燃料資源の枯渇化への解決手段の1つとして、また、自治体としての環境保全の取り組みとして、平成14年度に設置し、平成15年度より運用を開始したものでございますが、ここ数年故障が相次ぎ、修繕にも多額の経費を要する見込みであり、売電収入を主財源とする本特別会計を継続することは非常に厳しい状況でございます。関係機関と対応策を協議してまいりました結果、対馬市の風力発電事業については、廃止せざるを得ないと判断し、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則で条例の施行日を平成24年4月1日からとしようとするものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行日の前日までに、この条例による廃止前の旧条例の規

定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、それぞれ対馬市財政調整基金条例による基金に属するものとするとしようとするものでございます。

続きまして、議案第39号、対馬市風力発電事業特別会計条例を廃止する条例についてでございますが、議案第38号で申し上げましたとおり、対馬市の風力発電事業の廃止に伴い、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則で条例の施行日を平成24年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました議案第40号、対馬市林業推進協議会条例を廃止する条例につきまして、その提案理由の御説明をいたします。

本条例は、対馬市の林業振興に係る基本的な事項を調査、協議し、林業の健全な発展を図ることを目的に、平成16年3月1日、条例第160号により設置され、本日に至っております。

そのような中、昨年12月議会において上程し、可決いただきました対馬市森林づくり条例第17条において、本協議会の役割を継承するとともに、今後の本市の森林分野における最上位指針であります森林づくり条例の基本理念に基づき、対馬市特有の生物などの固有種の保全を基本とした有効活用、また間伐等の森林整備による排出権取引等の新規循環型産業の創出など、対馬ならではの各種森林施策を推進する機関として、本年4月1日より対馬市森林づくり委員会を規則により設置することとしており、本協議会がこれまで担ってまいりました役割を終了するため今回上程するものでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 一括議題となりました議案のうち、議案第41号について提案理由と内容を御説明申し上げます。

厳原B&G海洋センタープールの解体に伴い、対馬市厳原B&G海洋センター条例を廃止する必要が生じたために提案をするものでございます。

なお、条例の施行日を平成24年4月1日としております。

以上、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

4件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第38号及び第39号は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第40号及び41号の2件は、委員会への付託を省略することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認め、2件は委員会への付託を省略することに決定しました。
2件について、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

議案第40号、対馬市林業推進協議会条例を廃止する条例、議案第41号、対馬市厳原B&G
海洋センター条例を廃止する条例の2件は、原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩します。午後は1時から開会します。

午前11時46分休憩

午後0時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第35. 議案第42号

○議長（作元 義文君） 日程第35、議案第42号、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま議題となりました議案第42号、過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、平成22年第4回定例会において御決定を賜りました対馬市過疎地域自立促進計画につきまして、平成22年度から27年度までの6カ年間における事業計画でございますが、新たな政策課題や住民の意向などを踏まえ、平成24年度以降の過疎対策事業の活用に当たり、新たな産業を創造するための事業計画を追加したので、同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、変更の議決を求めるものでございます。

過疎地域自立促進市町村計画変更をごらんいただきたいと思います。

まず、区分の1、産業の振興におきまして、地場産業の振興といたしまして、豊かな自然環境

を生かしながら、水資源の有効活用を図っていく水資源活用整備事業を、あわせまして、学校の統廃合による廃校校舎等の遊休施設を地域資源等の研究、開発や地元産業の育成等の施設として有効活用していく廃校施設利活用整備事業の2事業を追加するものであります。

次に、区分の2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進におきまして、過疎地域自立促進特別事業、過疎ソフト事業として地域公共交通における未収益路線への支援及び生活バス路線に係る高齢者、若年者等の交通弱者への利便性向上のため、NPO等による地域コミュニティバス運行等の導入支援として、地域公共交通維持支援事業を追加するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第36. 議案第43号

日程第37. 議案第44号

日程第38. 議案第45号

○議長（作元 義文君） 日程第36、議案第43号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（舟志地区）から、日程第38、議案第45号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（鴨居瀬漁港）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第43号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（舟志地区）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました舟志港改修事業に伴い、港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を上対馬町舟志字ウバケ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図及び字図を添付いたしておりますが、黒で表示をしている部分の上対馬町舟志字ウバケ浦乙619番から乙620番、乙621番合併に隣接する地先で、面積1,350.67平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました議案第44号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（豆殿地区）の提案理由を説明いたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施工いたしました豆殿漁港整備事業に伴い、岸壁敷、護岸敷、施設用地、道路敷、物揚場敷及び船揚場敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を巖原町豆殿字神崎、字堅田、字東神田に編入するものでございます。

土地の位置につきましては、字図、位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、巖原町豆殿字神崎453、454、455のイ、455のロ及び456地先並びに474に隣接する道路地先並びに字堅田475及び478の4地先並びに476の2及び477の3に隣接する道路地先並びに478の4に隣接する水路地先並びに字東神田630の8及び630の9地先で、面積1万9,858.84平方メートルの土地でございます。

続きまして、同じく一括議題となりました議案第45号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（鴨居瀬漁港）の提案理由を御説明いたします。

本議案は、長崎県が事業主体で整備を進めております鴨居瀬漁港地域自主戦略交付金工事に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について異議のない旨長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要性については、別紙に埋め立て必要理由書を添付いたしておりますとおり、第2種鴨居瀬漁港小船越地区において、埋立地の背後護岸は応急的に築造された石積み構造の護岸であり、天端高が低く、わずかな高潮でも冠水の被害を受け、一部では倒壊のおそれも予測されるなど、危険性の高い状況であります。このため、護岸36.8メートルを整備するもので、埋立面積は1,367.07平方メートルでございます。議案末尾に位置図、平面図を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第44号及び議案第45号の提案理由の説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（作元 義文君） 3件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。3件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。議案第43号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（舟志地区）、議案第44号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（豆殿地区）、議案第45号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（鴨居瀬漁港）の3件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は原案のとおり可決されました。

日程第39. 議案第46号

日程第40. 議案第47号

日程第41. 議案第48号

日程第42. 議案第49号

日程第43. 議案第50号

日程第44. 議案第51号

日程第45. 議案第52号

日程第46. 議案第53号

日程第47. 議案第54号

日程第48. 議案第55号

日程第49. 議案第56号

日程第50. 議案第57号

日程第51. 議案第58号

○議長（作元 義文君） 日程第39、議案第46号、市道の認定について（棧原2号線）から日程第51、議案第58号、市道の認定について（第2田ノ浜線）までの13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第46号から議案第58号までの市道の認定並びに廃止に係る以上13件につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本議案は、市道を認定するために道路法第8条第2項の規定並びに市道を廃止するために同法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

まず初めに、議案第46号、市道の認定について（棧原2号線）でございますが、この棧原2号線につきましては、添付図面のとおり国道382号から陸上自衛隊対馬駐屯地に上がる棧原1号線から分岐し、起終点を厳原町棧原とする延長32メートルの道路でございます。

次に、議案第47号、市道の廃止について（役場周辺道路線）、議案第48号、市道の廃止について（サエノ谷ダム線）、議案第49号、市道の認定について（サエノ谷線）の以上3件でございます。

議案第47号の役場周辺道路線は、添付図面のとおり主要地方道厳原豆酛美津島線に接続する美津島町雞知字雞知原カケ下モを起点とし、市道元登記所線に接続する美津島町雞知字雞知原カケ下モを終点とする延長137メートルの路線でございます。

一部が美津島活性化センターの敷地になっておりますので、本路線を一たん廃止し、敷地部分を外して、後から説明いたします議案第48号のサエノ谷ダム線と合わせて1つの路線として、議案第49号で新たに認定しようとするものでございます。

議案第48号のサエノ谷ダム線でございますが、添付図面のとおり役場周辺道路線から分岐する美津島町雞知字雞知原カケ下モを起点とし、サエノ谷ダム下の美津島町雞知字雞知原カケ下モを終点とする延長291メートルの路線でございます。先ほど述べました理由により、本路線を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第49号、市道の認定について（サエノ谷線）でございます。

議案第47号の役場周辺道路線、議案第48号のサエノ谷ダム線を廃止いたしまして、改めて主要地方道厳原豆酛美津島線に接続する美津島町雞知字雞知原カケ下モを起点とし、サエノ谷ダム下の美津島町雞知字雞知原カケ下モを終点とする延長330メートルをサエノ谷線として認定しようとするものでございます。

次に、議案第50号、市道の廃止について（犬吠福ノ浦線）から議案第56号、市道の認定について（犬吠海岸2号線）までの犬吠線に係る7件でございます。

平成15年度から実施をしてまいりました市道犬吠線改良工事につきましては、本年度で完了いたしております。今後、この新設の犬吠線を犬吠福ノ浦線にかわる幹線道路と位置づけるとともに、市道の認定につきましても優先的に考え、関係する既存の市道であります議案第55号の犬吠福ノ浦線、議案第51号の犬吠線並びに議案第52号の犬吠海岸線の3路線につきましては

一たん廃止し、新設の犬吠線と重複する区間を外して再度認定をするという方法をとっておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

まず、議案第50号、市道の廃止について（犬吠福ノ浦線）でございます。

新設の犬吠線が完成するまでは、犬吠地区にアクセスする唯一の路線としてその役割を果たしてまいりました。その現況は、添付図面のとおり国道382号に接続する美津島町大山字玉調を起点とし、美津島町犬吠字黒崎を終点とする延長1,347メートルの路線でございますが、新設の犬吠線と国道の接続箇所から峠までの区間において重複いたしますので、本路線を廃止し、議案第54号で重複部分を外して改めて認定しようとするものでございます。

次に、議案第51号、市道の廃止について（犬吠線）でございます。

添付図面のとおり、犬吠福ノ浦線に接続する美津島町犬吠字黒崎を起点とし、対岸の美津島町犬吠字タツサコを終点とする延長836メートルの路線でございますが、起点側で新設の犬吠線と重複いたしますので、本路線を廃止し、重複部分を外し、また、路線名を変更して議案第56号で改めて認定しようとするものでございます。

次に、議案第52号、市道の廃止について（犬吠海岸線）でございます。

参考図面のとおり、美津島町犬吠字黒崎を起点とし、漁港突端の美津島町犬吠字在所を終点とする延長932メートルの路線でございますが、起点側で新設の犬吠線と重複いたしますので、本路線を廃止し、重複部分を外し、また、路線名を変更して議案第55号で改めて認定しようとするものでございます。

次に、議案第53号、市道の認定について（犬吠線）でございます。

新設の犬吠線でございますが、添付図面のとおり国道382号に接続する美津島町大山字玉調を起点とし、犬吠漁港に接続する美津島町犬吠字黒崎までの延長773メートルを新たに認定しようとするものでございます。

次に、議案第54号、市道の認定について（犬吠福ノ浦線）でございます。

議案第50号で廃止いたします路線で、新設の犬吠線と重複する区間を外した残りの区間でございます。添付図面のとおり、新設の犬吠線から分岐する美津島町大山字玉調を起点とし、美津島町犬吠字黒崎までの延長1,062メートルを改めて認定しようとするものでございます。

次に、議案第55号、市道の認定について（犬吠海岸1号線）でございます。

議案第52号で廃止いたします犬吠海岸線で、新設の犬吠線と重複する区間を外した残りの区間でございます。添付図面のとおり、新設の犬吠線から分岐する美津島町犬吠字黒崎を起点とし、美津島町犬吠字在所を終点とする延長827メートルを犬吠海岸1号線と路線名を変更し、認定しようとするものでございます。

次に、議案第56号、市道の認定について（犬吠海岸2号線）でございます。

議案第51号で廃止いたします犬吠線で、新設の犬吠線と重複する区間を外した残りの区間でございます。

添付図面のとおり、新設の犬吠線から分岐する美津島町犬吠字黒崎を起点とし、美津島町犬吠字タツサコを終点とする延長475メートルの路線でございます。

路線名が新設の犬吠線と同じ路線名でございますので、本路線を犬吠海岸2号線に路線名を変更し、認定しようとするものでございます。

次に、議案第57号、市道の廃止について（第2田ノ浜線）、議案第58号、市道の認定について（第2田ノ浜線）でございます。

議案第57号の第2田ノ浜線は、添付図面のとおり志多留方面から田ノ浜地区を結ぶ市道田ノ浜線から分岐する上県町志多留字クタシを起点とし、田ノ浜地区の上県町志多留字マタテを終点とする延長801メートルの路線でございます。

平成16年度から平成22年度にかけて県が実施をいたしました中山間地域総合整備事業の補助整備事業の一環として、終点側の直線部分が農業用水の貯水池に整備をされましたので、本路線を廃止し、議案第58号、市道の認定について（第2田ノ浜線）の添付図面のとおり、代替道路が圃場の外周に切りかえられ整備をされておりますので、起点を市道田ノ浜線から分岐する上県町志多留字クタシから市道伊奈崎線に接続する上県町志多留字シンカイを終点とする延長990メートルを改めて第2田ノ浜線として認定しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第46号から議案第58号までの13件についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 1点だけ、建設部長、お尋ねします。

議案の第47号市道の廃止について（役場周辺道路線）、これは添付図面でわかるわけですが、なぜ今この時期に廃止をしなければいけないのか、この路線は、私の記憶によりますと、もう十三、四年前から市道としての体はなしてなかったと思います。当時の役場の駐車場として活用されていたと思うんですが、なぜ今この時期に廃止をして、新たな路線を認定しようとするのか、その点、まず1点お伺いします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） この役場周辺道路線の認定につきましては、関係いたします美津島地域活性化センターの建設事業が平成20年度で完成をいたしました。その中の、担当部局の道路台帳の整備の中でこの辺の、早く言ったら解消をしていくということで、今回上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 部長の認識と私の認識がちょっと違うんですが、この道路は以前役場、今活性化センターの裏、昔、当初丸栄さんがありまして、その土地を当時の美津島町が取得しました。そのときは、道路としての、当時の町道としてはあったんです。それを当時の町が求めて、そしてそこを駐車場として、道路の形はなくなったと思うんです。私は、なぜその段階で、本当は、私はしておくべきじゃないかなと、駐車場として活用した段階で、そして、この図面を見ますと、今の新しい庁舎の一角がその市道に入り込んでますね。だから、庁舎建設当時から、こういうのは正直言ってわかっとなきゃ、市道の上に建物が一部ひっかかっている形になると思うんです。私はてっきり、もう当然町道としてあるいは市道として廃止がなされておったんじゃないかなと記憶してたんですが、市になってからもそういう議案は今までなかったものですから、当時の町時代にもう既に町道の廃止があったのかなと記憶してたんです。ですから、今、あえてこの時期にどういう理由でこの案件が出てきたのか、今、庁舎の問題もあるでしょうが、そこのところはわかりませんか。何でこれが発覚、発覚といいますか、わかったのか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 過去の状況については、私のほうはちょっと把握はしていないんですけど、最終的に今の活性化センターの横にはごらんとおりきれいな道路ができております。それで、最終的に主要地方道から入り込んで、今、新規路線として認定をしていただきますサエノ谷線という1つの路線として、今回、認定をさせていただきます。この路線がないと、もともとサエノ谷ダム線との整合性がなくなってしまうという状況もございますので、その辺を、ちょっと御理解を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 堀部長も当時のあれはわからないと思うんですが、先ほど私が言いましたように、十三、四年前、大浦議員や大部議員はわかると思うんですが、あの一角を丸栄さんから求めまして、公有地として町の駐車場にしたんです。そのときには、丸栄さんと役場との境目で道路があったんです、当時の町道が。だから、本来ならばその時点で、やはり駐車場として整備するときに、本来ならばしとくべきことだったと、私は、それは私たちの昔の責任も少しあるんですけど、ですから、何で、今この時期に発覚をしたのかなというのがちょっと気になったもんですから、やはり、やっぱり今の市道あたりもそういう案件があるんじゃないかなと、ほかに見ていけば、正直言って市道としては残ってても道路としての体をなしていないようなところがあるんじゃないかなと、私はこの1件を見て感じたもんですから、やはりそこらあたりはやっぱり十分精査してもらいたいなと、もうこれは十四、五年前のころから道路はもちろんないん

です。道路としての形はないんですから、だからそういう何かことが、何かやり始めてそのときに見つかったということもあるんでしょうけど、やはりもう1回やっぱりそういう精査をしてもらいたいなと思っております。

それでもってついでですが、もうこれは要望にとどめときたいと思いますが、例えば、市道あるいは市道の目的のために用地を収用しますね。例えば、登記ができてないところはまだかなり私はあるんじゃないかなと思っております。これは、予算委員会あるいはそのほかの委員会のほうでまた精査していきたいと思いますが、やはり早めに、やっぱり登記は進めておかないと年月がたてばたつほど非常に難しくなってくると思います。正直言って、私の土地も1件、まだそういうのが残っております。これは、もう十五、六年、20年ぐらいになりましようけど、私が健在のときはまだいいでしょう。登記はできますでしょうけど、これが代が変わるとなかなかそれは難しくなってくると思います。だから、そういうのも1回、やっぱり市長が今回選挙で公約しました「守りから攻めへ」というキャッチフレーズがありましたけど、やはりいま一度現状を見つめ直してみても、やっぱりそういうのがかなりあるような気がしますので、攻めのほうもいいでしょうけど、やはりいま一度そういう整理をしていただきたいなと思っております。この市道の件について、これは要望しておきますし、また、委員会のほうでもちょっとこれは精査をしてみたいと思いますので、よろしく願いしときたいと思います。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております13件は、委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。13件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

13件に対する討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。議案第46号から議案第58号まで、市道の認定、廃止13件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第46号から議案第58号まで市道の認定、廃止13件は原案のとおり可決されました。

日程第52. 議案第59号

○議長（作元 義文君） 日程第52、議案第59号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第59号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この議案につきましては、本年3月31日をもって外海地区衛生施設組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時33分散会
